

## 自己資本規制比率の四半期毎の開示

【2019年12月31日現在】

金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、全ての支店に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものであります。

1. 固定化されていない自己資本の額	23,006 百万円
2. 市場リスク相当額	55 百万円
3. 取引先リスク相当額	934 百万円
4. 基礎的リスク相当額	5,407 百万円
5. リスク相当額の合計額 (=2+3+4)	6,396 百万円
6. 自己資本規制比率 (=1/5)	359.6 %

(注)固定化されていない自己資本の額には、劣後特約付借入金が含まれており、明細は下記の通りです。

金額	契約日	弁済期日
3,000百万円	2015年9月28日	2025年9月30日
10,000百万円	2018年12月13日	2028年12月18日

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社